令和４年度（２０２２年度）
第２回北海道環境審議会

議　　事　　録

日　時：２０２２年８月１２日（金）午後１時３０分開会
場　所：かでる２・７　５２０会議室（オンライン併用）

１．開　　会

○事務局（阿部環境政策課長）　それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和４年度第２回北海道環境審議会を開会します。

本日の司会を務める環境政策課の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数１７名のうち過半数の１５名のご出席をいただいており、審議会条例の規定により、本審議会は成立していることをご報告いたします。

また、前回の審議会以降に委員の改選がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

北海道漁業協同組合連合会の本間靖敏様の辞任に伴いまして、同じく北海道漁業協同組合連合会代表理事常務でいらっしゃいます瀧波憲二様が新たに委員として任命されております。

ここで、瀧波委員から、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○瀧波委員　このたび、本間の後任といたしまして就任しました北海道漁業協同組合連合会の瀧波でございます。

今、漁業関係、水産関係もいろいろな問題を抱えております。いろいろなご意見をできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

２．挨　　拶

○事務局（阿部環境政策課長）　それでは、開会に当たりまして、環境保全局長の竹澤よりご挨拶申し上げます。

○事務局（竹澤環境保全局長）　環境保全局長の竹澤でございます。

第２回北海道環境審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。

前回の審議会から２か月あまりが経過いたしましたけれども、この間、ゼロカーボンの関連では、国におきまして、化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させて、経済社会システム全体を変革しようといたしますグリーントランスフォーメーション、いわゆるＧＸに関する実行会議が先月開催されるなど、脱炭素化に向けた具体的な取組の検討も進められているところでございます。

道におきましても、ゼロカーボンのものづくりや、まちづくりをテーマにしたシンポジウムを先月開催しましたほか、ゼロカーボン北海道チャレンジプロジェクトと称しまして、脱炭素に向けたライフスタイル、ビジネススタイルの転換につながる取組を広く呼びかけることを開始するなど、２０５０年ゼロカーボン北海道の実現に向けて、鋭意取組を進めているところでございます。

こうした中、本日の審議会では、北海道地球温暖化防止対策条例の見直しの答申についてご審議いただきますほか、指定事項の報告、その他といたしまして、市町村が地域の再

エネを活用した脱炭素化に向けて促進区域を設定する際の道の配慮基準に関しまして、現在、地球温暖化対策部会で審議しておりますけれども、これについてご議論いただくこととしてございます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には、それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○事務局（阿部環境政策課長）　なお、竹澤局長におかれましては、所用のため、ここで退席をさせていただきます。

〔竹澤環境保全局長は退席〕

○事務局（阿部環境政策課長）　次に、お手元にお配りいたしました資料の確認でございます。

資料は、次第、委員の皆様の出欠表、配席図のほか、次第の裏面に記載されています資料１－１から参考資料４までという形になってございます。

配付漏れや印刷が不鮮明などがございましたら、資料をお使いになるときまでで結構ですので、事務局までお申しつけください。

それでは、ここからの進行は中村会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

３．議　　事

○中村会長　お暑い中を集まっていただきまして、ありがとうございます。

後ろの時間も限られていることと、最後の配慮事項のところで皆さんからいろいろなご意見が出ると思いますので、早速ですけれども、議事に進ませていただきます。

オンラインの皆さんは、私から見えると思うのですけれども、手を挙げていただいて、指名したいと思います。

では、議題（１）答申についてですけれども、北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○山中委員　今、会長より事務局からとありましたが、部会長の私から説明させていただきたいと思います。

今年度から審議会の委員になりました山中です。

洞爺湖サミットの頃から地球温暖化対策部会長をしばらく続けておりましたが、任期もありまして一旦辞めたのですけれども、今年度から加わらせていただきます。よろしくお願いします。

早速ですが、部会で地球温暖化防止対策条例の見直しに係る基本的な考え方（答申案）を取りまとめさせていただきましたので、報告いたしたいと思います。

答申案の本文については、資料１－２です。

今回、資料１－１の概要で説明したいと思います。

まず、１の見直しの経緯です。

本条例は、２００８年北海道洞爺湖サミットの開催を契機に翌年制定されたものです。その後、国内外の脱炭素に向けた動きが急速に高まり、国では、昨年６月に地球温暖化対策推進法を改正し、２０５０年カーボンニュートラルの実現を法制化したところです。

道では、２０２０年３月に、２０５０年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すゼロカーボン北海道の実現について、国に先駆けて表明したところです。

このような条例制定後の社会情勢の変化を踏まえ、昨年１０月１５日に、条例の見直しについて環境審議会に諮問され、同日付で地球温暖化対策部会に審議を付託されたところです。以降、６回の部会において検討を重ね、条例の構成項目ごとに論点を審議し、７月２７日の部会にて、見直しに係る基本的な考え方を取りまとめました。

２の主な見直しのポイントですが、（１）から（１２）までありますけれども、一つ一つ説明させていただきます。

（１）名称については、２０５０年までのゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を分かりやすく示すような名称に改称または通称、略称を使用することが必要であること。

（２）総則的事項については、①基本理念の新設として、全ての関係者が主体的かつ積極的な参画と密接な連携の下に取組を進めること、環境と経済、生活の向上を総合的に推進すること、本道に豊富な再生エネルギーや森林など地域資源の有効活用を図ることを旨とする規定の新設が必要であること、②道の責務規定を追加・拡充として、現条例の規定に加えて、黒丸の人材育成や気候変動教育、環境教育及び学習の推進などを追加、拡充することが必要であること。

（３）推進計画等については、施策の点検については、環境審議会による評価を受けるよう規定することが必要であること。

（４）事業活動に関する取組については、①事業者の排出削減に係る規定の強化として、自らが現状のエネルギー使用量から排出量を把握し、省エネの推進や再エネの導入など、適切な対策に努める規定を追加することが必要であること、産業部門などその業種に応じた削減に努めるよう規定を追加することが必要であること、また、②カーボンオフセット推進に係る規定の新設や、③温室効果ガス排出の少ない製品・サービスの開発に係る規定を新設、さらに、④事業者の温室効果ガス削減計画書等に係る規定の強化として、事業者の事務負担も考慮しつつ計画書を作成し提出すべき特定事業者の要件の拡充のほか、削減目標や再エネ導入目標などの項目の追加、道は、報告時期を法に合わせるほか、簡易な提出方法などの特定事業者の事務軽減を図るための配慮が必要であること、中小規模事業者など幅広い事業者の自主的な取組推進のため、簡易で任意に報告するための規定が必要であること、道は、排出量削減の取組の拡大を図るため、その内容を分かりやすく公表することが必要であること。

（５）交通に関する取組ですが、①次世代自動車、ゼロカーボン・ドライブの普及促進に係る規定の新設、②物流に係る取組規定の新設が必要であること。

（６）機械器具に関する取組については、販売に際して、省エネ性能の表示、説明を求める規定について、現在の対象器具であるエアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブの４品目に加えて、照明器具及び給湯器を追加することが必要であること。

（７）建築物に関する取組については、長期にわたる炭素固定効果等に有効な建築物への道産木材の利用を促進する規定の新設や、特定建築物の建築に際して、道産品の使用や再エネ導入の項目を計画書に追加することが必要であること。

（８）再生可能エネルギー利用に関する取組については、①地域の再エネ利用促進に係る規定の新設、②特定エネルギー供給事業者に係る報告項目等の追加について、道内での太陽光や風力など種類別電気の調達量を追加するとともに、再エネ電気の調達量や供給量に関する情報の分かりやすい周知の規定を追加することが必要であること。

（９）森林の整備・保全等の取組については、①森林・林業・木材産業の取組に係る規定の追加・拡充、②ブルーカーボン等の吸収・固定に係る推進等の規定の新設、③農林水産物の地産地消の推進に係る規定の追加・拡充が必要であること。

（１０）地球温暖化に関する理解の促進に係る取組ですが、各主体間における相互理解の促進に係る規定の追加・拡充が必要であること。

（１１）ライフスタイル・ビジネススタイルの転換の取組ですが、①日常生活に係る規定の追加・拡充として、道民が、温暖化対策を自分ごととして捉え、自らの行動を不断に見直していくことが重要なことから、自らの排出量を把握し、排出に応じた対策に努めるよう規定を追加することが必要であること、道は排出量の見える化など必要な支援に努めることが必要であること、②廃棄物の発生抑制に係る規定の新設、③冷暖房時の温度、服装に係る規定の追加・拡充が必要であること。

最後に、（１２）気候変動適応の取組ですが、①気候変動影響による被害の回避や軽減、機会の活用の観点を踏まえた気候変動適応推進に係る規定や、②適応を推進するため、情報の収集や提供、市町村への技術助言などを行う気候変動適応センター設置に係る規定の新設について、条例に規定することが必要であること。

以上、条例見直しに係る基本的な考え方の概要について説明させていただきました。

なお、資料１－３を見ていただきたいのですが、地球温暖化部会として、答申に当たっては附帯意見をつけることとしましたので、報告いたします。

「附帯意見。

答申に当たって。

北海道地球温暖化防止対策条例の見直しに関して、以下のことに十分な配慮をいただき旨を申し添える。

条例及び規則に盛り込まれる規定。

条例及び規則の具体的な条文や要件等の検討に当たっては、本答申はもとより、審議会における意見や議論を十分に配慮すること。」との意見を付して答申してはどうかと考えております。

以上、地球温暖化対策部会において審議した地球温暖化防止対策条例の見直しに係る基本的な考え方（答申案）の報告とさせていただきますので、審議会委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

○中村会長　ありがとうございました。

部会長から説明をいただきました。事務局から補足はないですね。

それでは、委員の皆さんからご質問、ご意見を受けたいと思います。

○吉中委員　山中部会長、どうもありがとうございます。また、６回にわたり慎重に審議をしていただいて、こういう形で取りまとめていただいたということで、部会委員の方々に感謝申し上げたいと思います。

私は、２０２１年、昨年１０月の第２回環境審議会で、条例見直しに当たってこういうことを検討してほしい、それは適応の観点もしっかりと踏まえて検討してほしいということを申し上げました。

そして、今回、取りまとめていただいた中に、（１２）として気候変動適応の取組ということで項目を立てていただいております。どうもありがとうございます。

今後、気候変動対策の推進について、緩和、適応の両方の側面で自然環境が有する多様な機能を活用すること、生態系を活用した方策を推進することがますます重要になっていくと思いますので､ぜひそういう方向でこれから施策を推進していただければと思います。

今回の見直しに当たって、ポイントとして基本理念を新設するというご提案です。これに激しく賛同いたします。

一方で、今回提案のありました基本理念の中で、本道の豊かな自然環境の保全と経済・生活の向上を統合的に推進していくという文言が含まれております。そのためには、気候変動対策と生物多様性保全との間でトレードオフがないようにする、あるいは最小化するということが非常に重要になってくるのではないかと思います。

この観点から、今回、取りまとめていただいた答申案の中で、２点、加筆修正のご提案をさせていただきたいと思います。

１点は､今の基本理念のところですけれども､資料１－２の２ページ､総則的事項のイ、基本理念のところですが、３行目に先ほど申し上げました「自然環境の保全と経済・生活の向上を統合的に推進していくこと」、その次に、「本道に豊富な再生エネルギーや」とありますけれども、この間に、「特に気候変動対策と生物多様性保全との間でのトレードオフを回避、最小化すること、」という文言を加筆していただくというご提案です。

２点目は、６ページの（９）ですが、森林等の整備・保全等に関する地球温暖化対策という項目が挙げられております。私の提案は、この項目名を「自然環境を生かした地球温暖化対策」と変更していただきたいという提案です。

その上で、今、ア、イ、ウの３点が挙げられておりますけれども、まず第一に、アとして「自然環境保全の取組」という項目を追加していただきたい。もしその下に白丸で書くとすれば、例えば、「森林や湿地、沿岸生態系をはじめとする自然生態系の気候変動対策

としての機能、役割を発揮させるため、保護地域の指定やグリーンインフラとしての自然の再生など、自然生態系の保全、管理を推進することが必要である」といった文言を加えていただくのはいかがでしょうかという提案です。それに従いまして、現行のア、イ、ウは、イ、ウ、エと変更していただくという提案を差し上げたいと思います。

以上の２点、具体的なご提案を申し上げました。

○中村会長　事務局は書き取れなかったかもしれないのですけれども、非常に具体的ですし、大事なご意見だと思いますので、まず、皆さんのご意見を聞いた後、ぜひその方向でということならば、ひょっとすると今日答申ということではなくて持ち帰りになるかもしれません。附帯意見があるということになるかもしれません。

今のことに関連して、私も思ったのは、今、吉中委員がおっしゃった５ページの緩和策と生物多様性保全のトレードオフをなくすという議論が、ちょうど今日、再生エネルギーの促進事業に対する配慮基準について最後に議論するのですけれども、自然豊かな場所であったり災害の危険な場所に再生エネルギーは導入するべきではないといった内容を書かなくていいのかということを、吉中委員のご意見に関連して思いました。

それから、私も実は同じようなことを思っていて、６ページの９番の部分で、自然環境を保全しながらという最初の部分に、森林という議論ではなくて、自然生態系とか自然環境の重要性を書いておくことが大事で、湿地に関して何も書いていないのです。

ひょっとすると事務局側は、メタンの問題があって湿地について書いていないのかもしれないのですけれども、実際に湿地を保全せず、例えば、他の土地利用に代えてしまえば、当然、今まで蓄積された有機物が分解されて大気に放出されるわけなので、保全する価値というのは、これまでのストックがあるということも含めて考えると重要だと思います。また、多くの文献で見る限り、シンクになるのではないかという意見のほうが多いと思うし、北海道はたしか全国の８０％ぐらいの相当高いエリアを持っていると思いますので、湿地の保全ということを書かなくていいのかと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

○山中委員　部会でかなり議論をしていき、さらに親会でこういう点がまだ足りないのではないかというご意見があったと理解しております。

基本的に、理念と（９）に新しくア、イ、ウともう一つ加えるという提案は、部会で話したことと決して齟齬があるわけではないので、ここで追加しても問題ないと思われます。

部会長としての意見ですが、湿地については中村会長も部会で発言したと思うのですけれども、それがどうも書かれていないという理解ですね。

○中村会長　私も、全てに出ていないので、ひょっとしたら、いろいろなところでそれは言っているので、どこで言ったのかもあまり覚えていない。

○山中委員　部会で、一度、湿地について中村会長から発言があったのは覚えております。

部会としては、大きな変更ではないので、より良いものをつくり、答申に関しては、まさに審議会の委員の意見でつくられるものですから、基本的にはいいのではないかと考え

ます。事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　気候変動対策課の佐々木でございます。

補足といたしまして、最後にご意見いただきました湿地に関してでございます。

こちらは、先ほど部会長からもお話をいただきまして、部会でもご意見をいただいておりますが、我々としましては、資料１－２の基本的考え方の中の６ページの中段に（９）のイ、ブルーカーボンという項目がございます。

当初、ブルーカーボンに関する取組という形で書いていたところでございましたが、いわゆる湿地に関する固定という概念も重要であるというご意見をいただきましたので、ブルーカーボンと併せて、湿地などに関しての取組をやられてはどうかということで、ブルーカーボン等に資する取組というタイトルの中で、この項の最後に、「ブルーカーボンやその他の吸収源における効果の啓発や情報提供に努めることが必要」ということで、ブルーカーボンを含め、その他の吸収源ということで、湿原なども含めた形で、こういう規定の中で読めないかということを考えました。

○中村会長　そこまで一般の人は読めないと思いますし、その他に湿地が含まれているということは分からないと思います。しかも、湿地をブルーカーボンと言うのか、グリーンカーボンと言うのか、両方あり得るのか、湿地の定義も広いでしょうから、とにかく湿地という言葉は、もしかしたら湿原がいいのかもしれませんけれども、どちらでもいいですので、取りあえず入れていただいたほうが、読む国民側の目線に立つと分かりやすいと思います。

日本人は「等」をつければ何でも含むと思いがちなのですけれども、私は分かりづらいと思うので、分かりやすくということに心がけてください。

ここだけではなくて、先ほどの吉中委員からの訂正もあるので、文章については一旦保留して確認していただいたほうがいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

オンラインの方も特にご意見はないですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長　それでは、この会議が終わるまでにこの文面を直せるのならば直してください。そうでない場合は、一旦持ち帰りという形にさせていただいて、意見を発せられた委員に対して確認して、最終的に私がそれを確認しますので、そういう進め方で認めさせていただくということでよろしいでしょうか。

帰りまでにやりますか。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　一度、持ち帰らせていただければと思います。

○中村会長　そういたしましょう。

今のご意見を踏まえて委員の皆様に確認、了承をいただいた上で、内容について会長である私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長　では、そのようにさせていただきます。

それでは、議事（２）指定事項に係る報告事項ということで、報告ではあるのですけれども、皆さんのご意見も一応お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それではまず、道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、吉中部会長からお願いいたします。

○吉中委員　自然環境部会長としてご報告を申し上げます。

今回、当部会の審議指定事項を２件ご報告させていただきます。

その１点目は、今、会長からお話がありました道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定です。

こちらにつきまして、８月５日付で自然環境部会に諮問があり、審議した結果、原案が適当である旨の答申を同日付で行いました。

概要について、簡単にご報告いたします。

資料２－１の１ページ目をご覧ください。

皆さんご案内のとおり、鳥獣保護区とは、いわゆる鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護を図るため必要がある、あるいは、鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があるものの中で、特別保護地区としてということで２０年以内の期間を定めて指定することができるとされております。

そして、この鳥獣保護区を新たに指定する際、また、特別保護地区の場合は、新たにではなく存続期間を延長して、いわゆる再指定する際に本審議会の意見を聞くということが決まっております。

今回は、本年９月３０日をもって存続期間が満了する計１７か所の鳥獣保護区特別保護地区について、引き続き指定するという案を諮問していただいたところです。

各特別保護地区の名称等につきましては、資料２－１の１ページ目から２ページ目にかけて、名称、面積、指定期間という形で並べていただいております。

それぞれの場所については、３ページ目をご覧ください。

自然環境部会では、これら１７の鳥獣保護区特別保護地区につきまして、その現状等を踏まえ審議を行った結果、いずれも原案どおり再指定することが適当であろう、また、これらについては、既に策定されている鳥獣保護管理計画の中でも同じような位置づけがされていることもあり、原案どおり再指定するのが適当と判断し、その旨、同日に答申いたしました。

この鳥獣保護区特別保護地区の再指定の告示は、環境大臣へ道から届出をした後、９月中に行われる予定と聞いております。

１点目、鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、部会で答申した旨のご報告をさせていただきました。

○中村会長　皆さんからご質問等はありませんか。

オンラインの方はよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長　なしということですので、続いて、令和４年度（２０２２年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について、これも吉中部会長からお願いします。

○吉中委員　資料３－１をご覧ください。

令和４年度（２０２２年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について、こちらも先日の自然環境部会に諮問をいただいて、同日に原案どおり答申させていただいております。

一般の鳥獣の狩猟期間につきましては、鳥獣保護管理法に基づき国が定めているところですけれども、著しく個体数が増えた鳥獣などについては、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を策定した上で､狩猟期間の延長等を行うことができることとなっております。その際に審議会の意見を聞くこととされていることから、諮問を受けたところです。

北海道では、ご案内のとおり、エゾシカについて、第二種特定鳥獣保護管理計画を作成しております。

資料３－１の経過のところに、簡単にこれまでの取組、経過等を書いておりますけれども、例えば、（１）これまでの取組のポツの一つ目の最後の辺りですが、「東部地域において個体数指数が減少したと推定されるなど、一定の成果があったものの、依然として個体数指数は高水準で推移」ということで、農林業被害額も依然として高水準で推移しているということで、引き続き狩猟による狩猟圧を続けていく必要がある状況であるということです。

具体的な年度のエゾシカ可猟区域及び期間につきましては、資料の５ページ目、別図１というところで、北海道をＡ地区からＥ地区に分類いたしまして、それぞれで可猟期間を定めているところです。

また、これ以外に、Ｅ地区の下に猟区とありますけれども、猟区である西興部村と占冠村における期間は、猟区における法律上の最長の限度である９月１５日から４月１５日までとするという案でございました。

また、捕獲数の制限では、雌鹿の優先的な捕獲を推進する目的で、１２月１日以降、銃猟による雄鹿の捕獲頭数を１人１日当たり１頭に制限しております。

また、希少猛禽類の繁殖への影響を軽減するため、別図４でございますけれども、銃猟自粛をお願いする区域を昨年度に引き続き設けているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、今年度のエゾシカの可猟区域と可猟期間等について、諮問をしていただいて、原案どおり答申させていただいた内容についてご報告いたします。

以上でございます。

○中村会長　それでは、皆さんからご質問はありませんか。

私から聞いていいですか。

５ページにある猟区がそれぞれの区域で違うというのは、この文章を読めば書いてあると思うのですけれども、見つからなかったので、どういう理由によるものなのか、大まか

な基準をどうやって決めているのか、教えていただければと思います。
○事務局（坂村課長補佐）　西興部村、占冠村なのですけれども、それぞれ地域の要望に応じて猟区を設定しています。猟区というのは釣り堀みたいなもので、ここの場所で人を呼んで猟をしてもらう､そのときに使用料というか入猟のお金を取って実施しております。
　それぞれ村の観光目的などもあったかと思うのですけれども、そういうことで鹿を獲って地元にお金を落とすということもあって設定されております。
○中村会長　私が聞いているのは、５ページの西興部村の話だけではなくて、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄとありますね。これ全体、一番上の猟区の幅が違っていますね。なぜそうなるかということを教えてほしいのです。
○事務局（坂村課長補佐）　失礼しました。
　それにつきましては、資料の３ページをご覧ください。
　禁猟期間というものをエで設けているのですけれども、こちらによりまして、１０月１日から始まるところなのですけれども、一部で１０月２１日までは、農作業とか森林土木工事において事故防止をしたいという観点で地元からの要請がございまして、これによって期間を１０月１日から少し後にして若干短くしている状況になります。
　終わりが短くなっているものにつきましても同様で、農業作業等の準備が始まるということもあるものですから、地元の要請に合わせて期間を短くしている状況になります。
○中村会長　ということは、あくまでも農家さんたちの要望によってこの期間が決まるのであって、エゾシカの個体数が多いとか少ないとか、雪が少ないとか多いとか、そういう問題でもない、自然的な要因は関係ないということですか。
○事務局（坂村課長補佐）　そのとおりです。
○中村会長　分かりました。
　ほかにいかがでしょうか。
　オンラインの方もよろしいですか。
（「なし」と発言する者あり）
○中村会長　続きまして、温泉法の規定に基づく許可申請について、温泉部会の高橋部会長からお願いいたします。
○高橋委員　それでは、温泉部会の高橋からご報告申し上げたいと思います。
　温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果について報告いたします。
　当温泉部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議し、その結果を北海道へ答申してきております。
　お手元の資料４－２に、令和４年度（２０２２年度）北海道環境審議会温泉部会開催状況の表がありますけれども、この表に基づいて、令和４年６月８日に第１回温泉部会を開催し、その議案の一覧が資料４－１となりまして、１２件の議案を審議しております。
　資料４－２の後ろに、参考資料として１から３までが添付されてございます。

知事から諮問がありました温泉掘削等の許可申請につきまして審議し、全ての議案につきまして許可相当としております。

また、今回の許可に当たっての附帯意見について、１件追加がございます。

前回の本審議会の中でもご指摘がありましたように、参考資料３に一覧のような形で、許可の条件、附帯意見①から⑬と書いてありまして、その裏面に附帯意見の内容が記載されております。

令和３年９月に、実は地熱発電に関する環境省のガイドラインが改正されまして、いわゆる大規模な地熱発電については、発電所の運営開始以降、各種モニタリングの結果を協議会で共有し、温泉資源への影響を評価しつつ運転を見直すべきとされたことから、今回の温泉部会の審議の中で、先ほどの資料３の裏の附帯意見⑬にアンダーラインが引かれていると思うのですけれども、この部分を新たに追加しまして、大規模な地熱開発に当たる掘削許可に意見を付することとしました。

なお、ここで言う大規模な地熱発電とは、発電規模が環境影響評価法における環境アセスの対象となるもの、または、同一貯留槽、いわゆる地熱の入れ物みたいなものですけれども、そういった貯留槽に２本以上の生産井の掘削を計画しているものを大規模というふうにこのガイドラインでは定義されております。

ということで、⑬にあるような附帯意見を今回から追加しておりますので、次回以降、こういった大規模な発電の掘削に関しましては、この附帯意見を今回から新たに追加していることになります。

温泉部会における審議の結果は以上でございます。

○中村会長　最後に説明してくださった⑬に、大規模というのはどこに書いてあるのですか。

○高橋委員　この文章の中には大規模というのはないのですけれども、大規模とする考え方として、順応的管理の体制構築というものがガイドラインの中に入っています。

大規模とするには、こういう順応的管理の体制構築をしなければならないというようなことがガイドラインの中身に書かれていますので、それをここに書き入れているので、⑬のところを読むだけでは大規模かどうかは分からないのですけれども、そういった形で意見をつけているということになります。

○中村会長　そのガイドラインというのは……。

○高橋委員　環境省が定めたものです。

○中村会長　分かりました。

ご意見はいかがでしょうか。オンラインの委員の方々はいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長　それでは、最後の（３）その他で、地域脱炭素化促進事業（促進区域）の道の配慮基準について（中間報告）となっています。

これについては、山中部会長から、まず中間報告をお願いいたします。

○山中委員　地域脱炭素化促進事業に係る配慮基準について、部会で今まで審議してまいりました。昨年、諮問されて継続となっていましたが、この春に環境省令と国のマニュアルが示されたことから、本日、改めて制度説明と省令、マニュアルの概略説明を行って、今後の審議の進め方について本審議会で審議していただくようお願いいたします。

なお、本日の説明内容は制度状況の説明が主となりますので、その部分は事務局に説明を委ねたいと思います。

事務局からよろしくお願いします。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　私からは、資料５に基づきましてご説明をさせていただきます。中身のご説明ということで、少々お時間を頂戴させていただきますが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、１ページの目次をご覧ください。

本日ご説明する内容についてですけれども、上から、地域脱炭素化促進事業について、前回の環境審議会から明らかになった事項、ここでは主に先ほど部会長からご説明いただきました省令、マニュアルをご説明させていただきまして、最後に審議の進め方についてご説明いたします。

次のページでございます。

環境審議会の委員の皆様におかれましては、この制度について、これまでに様々なご意見、ご質問をいただいております。その主なものを念頭に置きながら、改めて制度の説明をさせていただき、今後の進め方についてご報告をさせていただきます。

４ページ目に経緯をお示ししてございます。

昨年度、審議の継続を決定して以降、左側に書いてございます国の動きの上から中段ですが、本年４月、基準を定める省令が交付されまして、４月２５日に促進区域に係るマニュアルが公表されましたので、温暖化部会での促進区域に係るご審議を再開させていただきまして、部会以外の皆様におかれましては、都度、資料をご提供させていただき、温暖化部会のご視聴についてのご案内をさせていただいているところでございます。

５ページ目をご覧ください。

これまで､温暖化部会をはじめ関係する委員の皆様からいただいております主なご意見、ご質問について記載してございます。

制度についてでございますが、再生エネルギー施設の導入手続の簡略化や、地域への貢献や地域課題解決との関係についてのご質問、住民関係では、地域住民の意見を吸い上げる場がなくなることとか、地域住民への周知の遅れ、また、事後周知になるといったご指摘、その他としまして、協議会の公開原則、また、傍聴等の開かれた開催のご意見、環境配慮の確認に関する有識者についてのご懸念、関係法令の許認可手続のワンストップ窓口についてのご質問、拙速な環境影響評価についてのご懸念等をお寄せいただいているところでございますが、これらも念頭に置きながら制度のご説明をさせていただきます。

６ページをご覧ください。

制度設計の趣旨についてでございますが、このページに記載はしておりませんが、地域脱炭素化促進事業に係る制度ができた背景が三つございます。

一つ目ですが、カーボンニュートラルの達成に向けて地域脱炭素化が重要である、二つ目におきましては、カーボンニュートラルの達成と同時に、併せて地域の課題が解決されることが重要である、三つ目としまして、再エネ施設の立地に係る地域とのあつれきや、再エネ施設による土砂流出などの環境被害の事例、こういった三つの背景を念頭に、地域との円滑な合意形成の下、地域の環境の保全のための取組や地域に係る再エネの地産地消が推奨されるとともに、地域経済・社会に資する取組を兼ね備えた制度が地域脱炭素化促進事業に係る制度でありまして、地域の声を聞きながら、制約のある区域を踏まえ、執り行われるというものでございます。

７ページ目でございます。

制度説明のイントロでございますけれども、制度の概要をお示ししてございます。

大きくは青い矢印のところでございますが、いわゆる温対法に基づいた市町村の実行計画で、地域の脱炭素化を促進するための事項を定めまして、その事項に沿った地域脱炭素化促進事業計画を認定するものでございます。

その下に赤い丸をつけておりますが、Ａが地域における協議会の運営、Ｂが促進区域の設定と事業に求める環境保全の取組、Ｃが地域脱炭素化促進事業計画の認定でございまして、こういったプロセスを経ることで、地域の合意の下、環境に配慮した再エネ施設の導入、ひいては地域の脱炭素化に向けた取組が推進されるという制度となっております。

以降、これに沿ってご説明いたします。

８ページをご覧ください。

赤丸のＡの協議会の運営についてのご説明でございます。

右側の①に構成員例をお示ししておりますが、協議会には、環境に関する有識者とか関係する環境保全団体、住民団体、地域コミュニティの代表の方々に入っていただくことになっております。

次に、左側②の協議会運営の方針といたしまして、協議会は、開催を事前に公表し、地域住民等に周知させていただいた上で、その協議プロセスの議論の透明性、公平性を確保するため、原則公開で行うこととされております。

このことによって、右下の③でございますけれども、こうした環境に関する有識者とか環境保全などの地域の代表者との議論の上、促進区域が設定されることとなります。その促進区域内で行われる事業の実施における地域との合意形成が円滑に促進されるという形のものでございます。

促進区域の設定と事業に求める環境保全の取組についてでございますが、９ページをご覧ください。

促進区域の設定について、右側の①にお示ししましたが、（１）の前提条件としまして、この春、環境省令で定められました全国一律の基準と現在ご審議いただいている都道府県、

北海道基準に基づき、環境に配慮した形で設定されることとなります。

設定に当たりましては、（２）のように、環境保全や再生可能エネルギーのポテンシャルについて、情報の収集とか把握を行い、候補地を検討しまして、（５）にございますように、関係者、関係機関との情報共有、意見交換を経て、地域の状況に応じた合意形成がなされることとなります。

次に、左側の②についてでございますが、こうした促進区域の設定のほかに、地域の環境の保全のために、例えば、環境調査が不十分であった場合、必要な調査の措置を位置づけるということなど、事業に求める事項があれば、実効計画の中にその事項を記載することで事業の環境配慮が確保される形になるものでございます。

続いて、１０ページでございます。

促進区域内で行われる事業の認定についてでございます。

まず、右側上段①に記載のように、市町村が事業計画を認定する前に、事業者は、先ほどご説明した地域の代表者が参画する協議会と事前の協議を行わなければならないこととなってございます。地域の方々が知らないうちに事業が進められてしまうことはございません。

また、下の②のように、事業認定の要件としまして、事業計画と適合していることや、土地の利権者、また、売電先との調整を含め、関係法令や環境省の基準に適合していることなど、事業の円滑な実行についての確認が市町村に求められておりますので、その結果、左の④に記載していますとおり、事業に係る適正な環境配慮と着実な実行を確保することが可能となるような制度となっていると考えております。

１１ページをご覧ください。

制度説明の最後となりますが、市町村が事業を認定するに当たって、関係する規制法令の手続、アセス法の配慮書の扱いについてまとめております。

上段の青い影響の部分に、ワンストップ窓口の対象となっています許認可手続の手順について記載しております。

左側の一般的な事業の場合につきましては、事業者が関係する許認可窓口に個別に許認可申請を行わなければならないところでございますが、この地域脱炭素化促進事業の場合につきましては、市町村認定の手続の中で、市町村がワンストップ窓口となって関係する許認可窓口と事業に係る協議を行うことになります。

許認可権者は、各法の許認可基準に照らして、許認可できる場合に同意することが温対法で定められておりますので、通常の許認可と変わらない審査が行われることを考えております。

続いて、下段の緑色の背景の部分ですが、アセス法の配慮書の扱いでございます。

一般的には事業がアセス法の手続の対象となる場合は、通常ですと、左側の配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書と五つの手続が行われることになりますが、地域脱炭素化促進事業がアセス法の手続対象となる場合につきましては、右側の点線で囲まれた配慮書

の手続で行われる環境配慮の検討が、あらかじめその上の点線で書いてございます事業計画に盛り込まれることとなりまして、先ほどご説明しましたとおり、地域の方々が参画し、公開で行われる協議会にて事前の協議が行われますので、その際に住民の方々が意見することが可能と考えているところでございます。

制度の説明については以上となります。

また、前回審議会から明らかになった事項としまして、先に施行された環境省令、国が公表したマニュアルについてご説明いたします。

そちらにつきましては、１３ページから１７ページになってございます。

環境省令で示されました基準の構成についてお示しをしております。

１３ページですが、促進区域を設定するに当たって考慮すべき基準は、大きく全国一律の国の基準と地域の状況に応じて設定される北海道の配慮基準になっております。そのどちらも、促進区域の設定に際して除く区域としましては、国の基準では、①促進区域に含めない区域、都道府県基準では❶ですが、市町村が促進区域に含めることが適切でないと認められる区域でございまして、促進区域から必ず除かないまでも、含めるかどうかの検討が必要であったり、また、含めた上で求めるべき配慮事項といたしました国の基準では、②考慮が必要な区域、③考慮が必要な事項がございまして、都道府県基準におきましては❷配慮対象事項等が位置づけられているところでございます。

あわせて、都道府県基準におきましては、その一部しか適用しない特例基準とか、その全てを適用しない適用除外を定めることができることとされているところでございます。

１４ページ目をご覧ください。

全国一律に適用される国の基準についてお示ししてございます。

促進区域の設定に当たって、促進区域に含めない区域または考慮すべき区域や事項が記載されておりますけれども、例えば、自然公園法に基づく国立国定公園におきましては、再エネ施設の設置が許可されない区域である特別保護地区が①促進区域に含めない区域とされております。

それ以外の公園の区域につきましては、立地場所や施設の種類、規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことが求められますので、市町村が考える事項に合わせて、促進区域の設定や環境配慮事項を検討できますよう、①の促進区域に含めない区域ではなく、②の考慮が必要な区域に定められているところでございます。

１５ページに都道府県基準について記載してございますが、先ほどご説明したとおりですので飛ばしまして、１６ページに基準の一覧として取りまとめております。

市町村は、まず、①国の基準おいて促進区域に含めない区域と、❶の道基準において市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域を外しまして、促進区域の設定の検討を行い、次に、地域が行いたい地域脱炭素化事業を頭に置きながら、国基準の②考慮が必要な区域、③考慮が必要な事項、また、道基準の❷考慮対象事項等を勘案いたしまして、促進区域に編入する可否を検討しますとともに、事業に求める配慮事項につい

て実行計画に定めていくことになります。

省令の説明の最後になりますが、１７ページ目で、都道府県基準が定めます考慮対象事項の詳細について記載してございます。

考慮対象事項は、省令によって、アでお示ししました表のとおり、施設の種類ごとに環境への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項が定められておりまして、あわせて、考慮対象事項について、環境への配慮を検討する際に配慮を確保するための考え方ですとか、集めるべき情報の種類、その収集方法について示すこととされております。

例えば、アの表を左から見ていきまして、真ん中辺りにございます騒音について着目していただければと思いますが、騒音については、太陽光、風力、地熱、バイオマスのそれぞれの施設について考慮するという形で丸がついてございます。

収集すべき情報としまして、下の表でございますが、予定地、また、その周辺に集落ですとか学校、病院、その他騒音について配慮すべき施設の有無について収集することとされているところでございます。

それらを収集する方法としましては、関係する行政機関への照会、地図等の文献等による方法が考えられるところでございまして、配慮する方法といたしましては、例えば、配慮すべき施設から可能な限り離隔するとか防音壁をつけるといったことが考えられるところでございます。

続きまして、国のマニュアルの説明に移ります。

マニュアルにつきましては、本文だけでも１７９ページと大冊でございますので、構成の概要とご審議いただく配慮基準の内容に関係するもののみを抜粋して、１８ページにお示ししてございます。

ここでは下段の配慮基準設定時の注意事項をご説明いたしますが、一つ目のポツとしまして、都道府県基準は国の基準の上乗せや横出しであること、三つ目のポツでございますけれども、国の基準を緩めるような都道府県基準は定められないことがマニュアル等で述べられているところでございます。

以上、省令やマニュアルについてのご説明をいたしましたが、これから定める基準のイメージを１９ページから２２ページにお示ししてございますので、ご参照ください。

最後に、審議の進め方をご説明いたします。

少々飛びますが、２４ページをご覧ください。

これまでいただいたご意見のうち、主なものを記載しているところでございます。

大きく三つございまして、一つ目は、親会、温対部会のどちらで決定するかというご質問、二つ目は、本日ご説明した省令、マニュアルが公表されたことを踏まえ、基準のたたき台についての親会委員の皆様からのご意見聴取を再度行ったほうがよいというご意見、三つ目は、温対部会のみならず、ほかの部会や環境審議会以外の審議会委員の意見聴取をすべきではないかというご意見でございます。

これらのご意見やご質問に関しまして、２５ページをご覧ください。

まず、親会と温対部会の関係でございますけれども、（１）に記載させていただきましたとおり、昨年１０月に知事が諮問したのは親会でございまして、最終的な答申も親会からなされることとなってございます。

なお、基準の内容や答申についての具体的な審議は温対部会に付託されているところでございます。

次に、（２）他委員からの意見聴取についてでございますが、基準案のたたき台を作成する作業の際に、事務局が関係する有識者の方からご意見聴取を行うこととしまして、それを踏まえたたたき台を温対部会で審議することとしております。

意見聴取する有識者の方々につきましては、これまでの皆様からのご意見を踏まえて、自然環境部会、温泉部会、アセス審議会を想定しているところでございます。

では、２６ページをご覧ください。

今後のスケジュールをお示ししているところでございます。

上段に親会、中段に温対部会、下段に事務局の流れを記載してございます。

真ん中の縦のベージュの部分をご覧ください。

４月１日から制度が施行されたことと併せて環境省令が示されまして、４月２５日に地域脱炭素化促進事業に係るマニュアルが公表されたところでございます。

中段の７月でございますが、審議の進め方について、本日と同じような進め方のご審議を温対部会で行っておりまして、上段の８月、本日の親会でこのご説明を差し上げた後、事務局で作成しました配慮基準のたたき台について、親会、温対部会の皆様に意見照会をさせていただきたいと思っております。

それと並行いたしまして、事務局がオンライン説明会を開催しまして、他委員から意見聴取を行う予定としてございます。

そうして得られました意見を踏まえまして、事務局がたたき台を修正しまして、以降、温対部会、親会の審議を経て答申をいただきたいと考えているところでございます。

このスケジュールにつきましては、先月の温対部会でご審議いただきまして、委員の方々からは、親会での配慮基準のたたき台の審議を２回確保したほうがよいというご意見が出ましたので、それを踏まえ、検討したものとなってございます。

最後に、２７ページでございます。

今後の進め方ですが、一つ目としまして、今回、進め方を報告させていただきましたので、たたき台に係るご意見を照会させていただきたいと考えております。

次に、親会、温対部会以外の委員の方々に対する照会につきましては、事務局がオンラインの合同説明会等を開催したいと考えているところでございます。

以上、得られましたご意見を基にたたき台を修正しまして、部会、親会での審議をさせていただきたいと考えております。

四つ目ですが、昨年度からこれまでにいただいたご意見につきましては、これから行うたたき台に対する意見照会の際に加除修正が必要かご判断いただいた上で、改めてご回答

いただければと考えております。

次に、いただいたご意見につきましては、原文のまま、我々事務局が修正を加えず、全委員に共有させていただいた上で、最後のご審議に活用させていただければと考えております。

長い説明でございましたが、以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○中村会長　私と事務局とのつながりがよくなかったのかもしれないのですけれども、私は、ここに来るまで、今日は配慮基準の原案が出てくると思っていました。それが手続だけの議論になったのは非常に残念です。

今後についてお願いしたいのですけれども、このままだと配慮基準が親会の議論を一度も経ずに部会に付託されるような感じになると思います。今後、こういう案件については、まず親会でいろいろな意見を聞いて、その意見を部会で照会していただいて、部会で集中審議するというのはオーケーなのですけれども、いきなり我々親会のメンバーが何も知らない案件が部会に付託されるというのは手続的にもおかしいと私は思います。

ということで、今回、親会のメンバーが集まっている中で、少なくとも意見が聞けなかったのは非常に残念です。今後、修正も含めて考えてください。

それでは、ご質問、ご意見をどうぞ。

○山中委員　具体的な議論、たたき台を早く見たいというのは、私も思っております。ただ、これまでの議論が手続的に最初にどこで（部会や親会で）というようなことがありましたので、今回がある意味で仕切り直しだと思っています。たたき台は、普通は部会で議論してから親会に上げて中間報告という形ですので、本来は、今日がそういう場であるべきなのだろうと思います。そうはなっていないので、一旦、意見交換会のようなものを開かせていただくということを事務局と相談して行っているということです。

そこで意見をいただいてから部会で話して、それをまとめた形で本当の意味の中間報告をさせていただき、そこで意見をもらったところで、もう一度、事務局がもんでから私たち部会がもう一回やってみて、そして審議会のほうにたたき台を出していくことになります。そういう意味ではこれまでの時間が無駄になった感じは否めないのですが、ここから、よくある流れとして、事務局からたたき台が出て、１０月頃行われる部会で揉んで、それを審議会で審議していただき、それを中間報告し、親会で議論したものを、もう一回、私たち温対部会で議論して、それから親会に戻すようにする。そこでまださらによくする修正案があったりする。そのことで、今回、基本的な考えの答申案を出しましたことと同じような手続になるのかなと理解しております。

そういう意味では、開始が遅れてしまいましたから、これから開始で、その前に、フラットという言い方がいいのか分かりませんが、関係者の人にたたき台の説明をしていただく会を設けておるという形で進めさせていただきたいということです。

○中村会長　いろいろな意見の違いはあって、部会が中心となってたたき台をつくるべきなのか、でも、そもそもは事務局がまずたたき台を提案することだと思います。

ということで、特にこのマターについては、温対部会の専門委員の方々だけではなくて、自然環境であったり、防災面であったり、そういうものがどういう形で配慮事項として取り込まれるかということなので、後で吉中委員に聞きたいと思うのですけれども、自然環境部会でももんでいただく内容かなと思っています。

ということで、ひとまず、諮問が親会であるならば、きちんと親会で内容を説明していただいて、そこで意見を聴取して、それを部会に付託するというのが正常なやり方ではないのかと私は思っております。それは、私の会長としての意見です。

取りあえず、手続も含めていかがでしょうか。

吉中委員、どうぞ。

○吉中委員　私自身は、先月の１日だったでしょうか、温暖化対策部会をオンラインで一部傍聴させていただきました。そのときに、部会長から、取りまとめの中で、８月の第２回審議会においては審議の進め方の審議をするというお話があったので、中村会長がおっしゃるとおり、いつまでぐずぐずやっているのだろうと思いながらも、もう一度仕切り直しなのかなと思っていたところです。

そういうのも傍聴しておりましたので、先週開かれました自然環境部会で、昨年度の環境審議会でも、会長から自然環境部会でもしっかり意見交換してほしい旨の発言がございましたので、４月のマニュアルなどができて、今お示しいただいたような国の考え方等が出た時点で自然環境部会にもしかるべき説明をしていただいて、温暖化対策部会の部会長がおっしゃった進め方について親会で審議するということかなという理解をしておりました。

８月５日の自然環境部会の冒頭で、委員の中から、今回の道の配慮基準について、まずは、どういう制度なのか、どういう仕組みなのか、何をもって目指しているのかといった説明をしっかりしてほしいと。審議会委員として親会に出ている者はある程度分かっているところがありますけれども、特に専門委員の方には初耳のような方がいらっしゃったと思いますので、まずはそれを説明してほしいということをお願いしました。ところが、当日、その他の中でぜひ説明してほしいとお願いしましたけれども、それはかなわず、説明をいただくことはできませんでした。

それで、部会で審議した結果、自然環境部会として、ぜひ本日の環境審議会に要請をしてほしいというご意見がまとまりましたので、部会長として、その要請を申し上げたいと思います。

地域脱炭素化促進事業（促進区域）の道の配慮基準の策定に当たっては、生物多様性の保全、自然公園や鳥獣保護区、環境緑地保護地区の指定や適切な保全、管理などといった観点から、自然環境部会で丁寧かつ慎重な議論を行うことが必要になる。したがって、本件に関し、自然環境部会において、事務局から丁寧な説明を早急に行うとともに、同部会においても公式かつ慎重に審議を行えるよう要請します。

こういう要請を部会長としてしてほしいということでしたので、今、申し上げました。

さらに、先ほどの進め方の審議ということで申し上げますと、昨年度の環境審議会でも数名の委員から、先ほどの関連法令の話がありましたけれども、温泉法でありますとか、環境影響評価法といった個別法に関する各審議会の意見をしっかりと聞くということで立派な基準ができ上がるのではないかというご意見も出ておりましたので、そういうことも事務局として忘れずに取り組んでいただければと思います。

以上でございます。

○中村会長　今のは、自然環境部会の部会長としての提案だと思うのです。

まずは事務局に聞いたほうがいいのですか、それとも、私から答えたほうがいいのですか。

私からまず答えるとするならば、今、道が持っている規約的なもので何か齟齬が生まれるのかどうか、私には分かりませんけれども、よりよいものをつくるという前提で考えると、今回の配慮基準については、温暖化部会のみならず、自然環境に対して多大な影響を与える可能性のあるものをどう縛るかということだと思いますので、やはり、自然環境部会でもやってほしいと私は思っています。

ということで、事務局からの回答をお願いいたします。

○事務局（阿部環境政策課長）　ただいま、自然環境部会からの要請を受けましたので、私どもで重く受け止めまして、地球温暖化対策部会の事務局である気候変動対策課と調整させていただいて、早急に説明をできるような体制を取りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村会長　説明ができるというのは、ここの手続に書いてあるのと同じことをしてということですね。今、部会長がおっしゃったのは、きちんと議題として部会の中で議論させてほしいということだと思うのです。温対部会でも同様にやるわけです。そうすると、二つのいろいろな議論の案が出てきて､それをここで取りまとめるということになるのです。それでよろしいですかということです。

○事務局（阿部環境政策課長）　今、会長がおっしゃられたことは、先ほどおっしゃられた規則の部分もあるのですけれども、今、委員の思いといいますか、よりよいものということをおっしゃられたので、何とかそれが可能になるように調整させていただきたいと思っています。

○中村会長　ということは、事務局としてはその方向で行くということですか。

○事務局（阿部環境政策課長）　はい。

○山中委員　もちろん、温暖化部会は親会の下にあって、今回、審議をするということでここまでしてきました。よいものをつくるということであれば、自然環境部会でもやっていただくのはとてもいいことだと思いますし、それをここに上げて調整するなり、ここの審議会としてまとめるというのはとても好ましいことだと思っております。

ということで、会長の意見に賛同いたします。

○中村会長　ありがとうございます。

中央環境審議会だと、二つの部会合同でやるケースが結構あるのです。ですから、事務局として、どれだけ集まっていただけるかは分かりませんけれども、合同的な議論をするというのも一つの案ではないかと思います。

いわゆる自然再生エネルギーの問題については、中央環境審議会では自然環境部会と地球環境部会、ここで言う温対部会みたいなものがありまして、そこは合同でやっていろいろ意見を交わすようにということが言われているので、特にこの問題についてはそういう方向性を探っていただければなと思います。お願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

○児矢野委員　今、会長と山中委員と吉中委員から出て合意ができた話は、大変好ましいことだと私は思っています。

私からは５点ありますが、コメントと質問と意見です。

まず第１は、まさに今出ていた他の専門部会のお話です。今のお話で言うと、自然環境部会に関してはそういうことになったのですが、改正温対法の趣旨からしますと、ほかに非常に深く関わってくる部会があって、温泉部会とかになります。すなわち、再三、私は意見で書いているのですが、促進区域においては、認定事業に係る特例措置として温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可と手続のワンストップ化がなされます。これは、先ほどご説明があったとおりで、改正温対法の２２条の５から１０に明確な規定があります。

したがいまして、ほかの関連する専門部会、それから、可能ならば、本来、他の審議会も関わるはずです。つまり、森林とか農地とか河川も関わってくるわけです。したがって、こういうところの専門的な意見を聞かないで基準をつくるというのは、実質的にかなり難しいのではないかと、私は思っています。かなり専門的な知見を要する話で、単なる手続の話ではありません。

したがいまして、日程の問題はありますけれども、公開されていて、議事録がつくられ、実質的に議論ができる場、つまり、本来、公的な場で公式の検討をやるべきではないかと思っているのです。これは前から申し上げているとおりです。

ただ、残念ながら、前回の温対部会に提出された委員の意見の中に、法令上、趣旨として恐らく要請されるのではないかという根拠としての法令の部分が抜け落ちていまして、ただ幅が広いからというふうになっていたので、これは大変残念に思いました。

したがいまして、先ほどの事務局のご提案だとオンライン説明会というお話で、自然環境部会はこれで明確に議論できるようになったわけですが、ほかの部会におきましても、できる限り実質的な議論を公式の場ですべきではないかと私は思っていますので、それを提案させていただきたいと思います。

つまり、インフォーマルに聴取された意見というのは、結局、記録も残らず内容もよく分からないです。実際に、私ども委員はこれまで何回もインフォーマルな意見を聴取されておりますが、それらが結果的にどうなってどこへ行ってしまったのかということがよく

分からない状況にあって、非常に徒労感があるのです。

したがって、審議会の議事の進め方に関しては、北海道環境審議会条例によれば会長と審議会の委員の合議体で決定することができるわけですから、事務局としてはインフォーマルにやりたいとお考えかもしれませんけれども、これまでの経験を踏まえて、公式の場できちんと議論する機会をプロセスに組み込むべきだと審議会が判断するのなら、その通りにやることが求められると考えています。

それから、二つ目です。

先ほども示唆がありましたけれども、環境アセスメント法との関係です。

認定事業に係るもう一つの特例措置としまして、環境アセスメント法に基づく配慮書の省略がなされることになっています。これは、改正温対法第２２条の１１です。

環境アセス法の配慮書の省略というのはかなり大きな話ですから、環境アセス審議会できちんと議論をしないで基準をつくるというのは、実質的にかなり困難ではないかと私は思っています。

それは、既に温対部会においても中津川委員とか白木委員が盛んにおっしゃっていまして、再三ご指摘されています。したがって、環境アセス審議会においても公式の場できちんと議論をしていただくということが、非常に必要ではないかと思っています。

ただ、確かに時間がかかるという意味では、改正温対法と環境省令はもう施行になっていますので、基準の作成が遅れると自治体で指定が先行してしまうのではないかという懸念があるかもしれませんけれども、環境省のマニュアルの８４ページを拝見しますと、都道府県の基準がない場合は環境アセスメント法の配慮書の省略はできないと書かれています。

８４ページの３－９－４のところですけれども、都道府県が都道府県基準を定めていない場合でも、促進区域等々と書かれていて、「ただし、都道府県基準を定めていない場合は、地域脱炭素化促進事業環境影響評価法に係る特例を受けることはできません。」と書いてあるのです。

これはどういうことかというと、それだけ環境アセスメント法の配慮書の省略というのはこの改正法令において非常に大きな位置を占めるということであります。

その旨は、マニュアルの２７ページの左側をご覧いただきたいのですが、ここの第２段落の終わりの辺りに、「環境影響評価法に基づく計画段階配慮事項の検討に係る手続の規定を適用しないこととする特例を定めています。」の次ですが、「都道府県基準を定めるに当たっては、配慮書手続が省略されることを念頭に置き、地域脱炭素化促進事業のうち環境影響評価法の対象となる規模のものについては、配慮書手続において検討すべき検討事項・手法を示すことが重要です。このため、都道府県の関係部局でよく連携して入念的に精査して定めることが求められます。」とはっきり書いてあるわけです。

したがって、インフォーマルなオンラインの説明会という形では、先ほど申し上げたように、ほかの部会と同様で議事録も残りませんし、公開でもありません。日程調整も非常

に限られます。私は、その中で果たして実質的な議論ができるのだろうかという危惧を、非常に強く抱くのです。

したがいまして、先ほどから申し上げているように、環境アセスメントの審議会のほうにも公式の場で議論をしていただくように、この審議会から依頼というか、要請というか、お願いというか、そういう形の意思決定を、この審議会がすべきではないかと私は考えています。

このことも、事務局に対して再三申し上げてきました。文書も送りましたけれども、そのことも前回の温対部会で提出された資料には載っておりません。これは、非常に残念に思いました。

また、それに付随して、第２回温対部会での事務局の説明に関してです。ネットで公開されている同部会の議事録を拝見しましたけれども、２３ページにおいて、山中委員が、「（審議の進め方に関して）ここに書いてあることは児矢野委員の意見を全て反映しているのですね。」というふうに確認されていて、それに対して、事務局は「そうです。」とおっしゃっています。私は、これを見て仰天しました。先程来申し上げているように、関連する他の部会や審議会における公式の検討は改正温対法の趣旨から要請されるのではないか、という重要な理由・根拠の部分が明記されておらず、これは私の意見が反映されたものとはなっていません、ということだけ申し上げます。

長くて恐縮ですけれども、質問の３番目です。

三つ目は、先ほど中村会長がおっしゃった、親会である環境審議会において２回分実質審議の機会を確保するというお話です。これについて、今日いただいたパワーポイントのスケジュールのところを拝見すると、結局、１回分しか実質審議ができないような状況になっています。

これは、中村会長が温対部会でも再三発言され、審議会の会長としておっしゃっているわけですけれども、事務局にそれが伝わっていない気がいたします。

実質２回の審議を確保するのであれば、事案の重大性、横断性に鑑みて、親会は、本来、１０月会議に加えて、その前後にもう一回会議をやるべきではないかと思います。現在の事務局案だと、２回目は答申だけになっていますので、実質的に２回の審議の確保というスケジュールにはなっていないと、私は読みました。

それから、４番目です。

事務局の作業がかなり遅れているのではないかという印象を受けます。これは、さっき中村会長がおっしゃったとおりです。昨年秋に諮問を受けてから既に１０か月がたっておりますが、まだ進め方の議論をやっている状況でして、そもそも進め方の検討は春に環境省令とマニュアルが出た時点でできたはずで、第１回の環境審議会でできたはずです。

なぜここまで遅れているのかということについて、ご説明をいただきたいと思います。

それから、これまで事務局がお示しくださったものは、単に環境省令とマニュアルのコピーです。道としての基本的な考え方、方針がそろそろできていないとたたき台はつくれ

ないと思うのですが、その辺りがどういうふうになっておられるのかについてご説明いただきたいと思います。つまり、作成準備作業はどのようにどの程度進んでいるのかということを具体的にお示しいただけないかと思います。

これは、先ほど申し上げたとおり、環境アセスメントの審議会とか他の部会とかほかの審議会とどうやって連携していくかということの前提になると思いますので、その辺りのご説明をお願いしたいです。

それから、５番目ですが、道基準の作成が遅れると市町村が促進区域指定を拙速に先行するという懸念は、私も持っております。これは現実的な懸念であります。

先ほど申し上げたように、環境アセス法の配慮書の省略については、どうも適用の特例措置がないようなので少し安心しておりますけれども、ほかの許認可の部分については、やはり特例措置の適用になります。

したがって、現時点でこのことに関して事務局がどういう対応方針を持っておられるのかということを、確認させていただきたいと思います。

実は、３月の時点で、事務局の担当者から私に、このことに関する私からの質問に対してメール回答で説明していただきました。つまり、これは市町村との調整をするという方針であるというお話でした。

方針に関してはマニュアルにも書かれていて、マニュアルの３５ページの左側にあります。すなわち、「なお、促進区域の設定段階において、都道府県が都道府県基準を定めていない場合でも、促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です。その際には、都道府県と事前に協議するなど、連携をとり、市町村による促進区域の設定後に都道府県が都道府県基準を設定した場合においても都道府県基準の考え方と整合するような促進区域設定とすることが望ましいです。」と、「望ましい」でありますが、そういう記述がございます。

ここで気になるのは、以下の点です。私としては、３月に事務局からいただいた返事を皆さんと共有していただいてはどうかというふうに、事務局にご提案して、それを受けて事務局は私のメールなどを転送していただいたようです。そして、その中の事務局からのご回答には、次のように書かれていました。「先に市町村が促進区域を設定する場合、道の配慮基準と齟齬が生じないよう、引き続き意見交換しながら調整するようお伝えしていきます。国のマニュアル案でも、都道府県と事前に協議するなど連携を取り、市町村による促進区域の設定後に都道府県が環境配慮基準を設定した場合においても都道府県基準の考え方と整合するような促進区域を設定することが望ましいということです。」そして、続けて以下のように、現時点の状況についてご説明をいただきました。すなわち、「現在、促進区域設定に関する市町村の意向を把握するための調査を実施しております。現時点で鹿追町が促進区域設定を考えているようですが、上記のとおり、齟齬が生じないよう意見交換しながら調整することをお伝えしており、鹿追町側から了解をいただいています。鹿追町以外にも促進区域設定の予定がある市町村があれば、同様に道の配慮基準と齟齬が生

じないよう進めていくことをご理解いただきながら調整していきますというお答えをいただきました。」以上のように、事務局からはご回答をいただきました。

そこで、私の質問ですが、事務局のおっしゃる「調整」というのはどういうふうになされることを想定されているか、ということです。つまり、どういう方針で、何を基準に、どういうことを考慮しつつ、調整されていくのか、ということについてお聞きしたいのです。

つまり、調整の実効性の確保の問題であります。道の基準がないときに市町村が設定したものは、遡及的に後でできた道の基準を適用してひっくり返すということは多分難しいと思いますので、どういうことの調整を事前に想定されているのかということについて、方針などをお聞きしたいと思います。

長くなりまして恐縮ですが、以上です。

○中村会長　いろいろと論点を挙げていただきました。

さて、事務局でメモが取れたか、もし足りなかったら、また児矢野委員に続けてもらって、ここは回答されていませんということも含めて議論したいと思うのですけれども、まず最初に、他の部会であったり、審議会、特に環境アセスメント審議会が一番内容的に近いだろうと思います。

先ほど、合同ということを言いましたけれども、全体でやるとなるとちょっと大変になってしまうので、この辺について、まず事務局からお願いいたします。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　まず、アセス審議会との兼ね合いについてでございます。

アセス審議会につきましては、冒頭の私からのご説明で、関係する部会の方々にもご説明を差し上げたいところでもございましたので、我々の考え方はお示ししたいと考えております。

それがどういう場であるかということになるかと思います。我々は合同説明会というご提案を差し上げたところでございますが、そういったところで、例えば、自然環境部会のように、自然環境部会でやってほしいというご要望があれば、そういったところでの環境審議会における中の部会であると検討できるかと思います。

一方、アセス審議会におきましては、アセス審議会における設置の目的が今、私の手元にあるのですけれども、その設置の目的からすると、こういったような要件はないというところでのお話を担当者から伺っておりまして、改めて、環境審議会でこういった意見が出ましたということをアセス審議会の担当に伝えて、そういった場が持てるかどうかというところは検討したいと考えております。

○中村会長　分かりづらかったのは、多分、論点の一番重要なところは、説明や意見交換は、事務局がいろいろな機会をつくってくれれば、部会だけではなくて他の審議会についてもできると私は思ったのですけれども、それが公的な形で残らなくて、言わば事務局との意見交換で終わってしまうというのが児矢野委員がおっしゃっている一番の肝の部分で

す。

今まで審議会の中で、アセス審議会がどんな基準を持っているか知らないのですけれども、環境審議会としては、確かにこれはアセス法の問題と随分強い関わりを持っていて、ぜひとも議論をしていただきたいというお願いをすればいいのではないかと思うのです。議題として挙げていただいてです。それすら阻む規約になっているとは思えないのですけれども、今までそういう事例は一度もなかったのですか。

○事務局（阿部環境政策課長）　ご質問の件ですけれども、確かに、事例というのは、部会の間ならともかく、審議会を超えてという形になると、私どもも確認したのですけれども、事例はないので、会長がおっしゃるように、本日の環境審議会の総意としてこういうものをしていただけないかということを受けて、実は私は４月からアセス審議会の事務局も仰せつかっているものですから、アセス審議会の会長とご相談をしなければいけないなと思っているところです。

それを受けまして､その中でどこまで議論ができるかというのは､今ありましたように、アセス審議会というのは、あくまでもアセスの手続をしている審議案件について審議をいただくという基準になっているものですから、それに関連するというのをどこまで読むかというのは、向こうの会長と相談をしなければならないと思っております。

○中村会長　取りあえず回答を言っていただいた後、また児矢野委員にご意見をいただきたいのですけれども、ほかの部会については、自然環境部会はこの環境審議会の中でも非常に強く影響するのでやっていただくということで皆さんの合意を得たと思うのですけれども、それ以外にも例えば温泉部会などもありますので、その辺についてもご検討ください。

それもどういう形でやるか、できれば、先ほどもあったように、きちんと記録に残るようなことをベースに考えてください。いいですか。

それから、２回目を確保してほしいということが児矢野委員からあったと思うのですけれども、一見、２回は確保されているように見えるのですが、最後は答申の段階になってしまって、答申案が出てくる話になると思うので、とてもそれではまとまらなくなってしまうだろうという懸念です。

それについてはいかがですか。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　我々としましては、２回審議というご要望をいただきましたので、このような形のスケジュールを考えさせていただいて、温対部会でもご提案させていただきました。

今、親会でそのようなご意見が出ましたので、改めて温対部会ともご協議させていただいた中で、スケジュール等を検討させていただければと思っています。

○中村会長　温対部会どうのこうのよりも、最終的に、先ほど言っていた自然環境部会も議論されてきますので、事務局として１月段階に出てきたときにうまくまとまればいいのです。でも、プランＢはつくっておいてください。つまり、うまくまとまらなかったとき

どうするのかということです。さらに遅れるということは、先ほどあった自治体でどんどんアクセルを踏まれてしまったときに環境が守れないということ、この審議会の中で一番大事な環境保全ができないことになりかねないので、そこだけをきちんと考えておいてください。

このプランがどうしようもなかったとしても、１月段階でまとまらなかったときに、ではどうするのだということは必ず考えておいてください。

それから、なぜ遅れたのかということです。私もいろいろなことを調べて、これは除外すべきだという法的なものも一生懸命書いたのです。それは去年の１２月です。それに対して一度もフィードバックがないですね。ほかの委員もきっと書かれたと思うのですけれども、どんなことを書かれたか教えてくださいとお願いしたのですが、皆さんが配慮基準にどんな意見を述べられたのかが一切示されていません。これは決していいことではないと思うし、いまだにこの手続論をやっているというのは、私も非常に疲れを感じます。

ということで、なぜ遅れたか教えてください。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　今ご質問がございましたフィードバックがないというところは、大変申し訳なく思っております。我々からそういったものに対するバックということについて、今後は心がけて、ご説明の際にはそういったものも必ずというようなご説明を差し上げたところではございましたが、これまではどうだったかということになると、必ずしも十分ではなかったというところは反省をさせていただいております。申し訳ございません。

また、なぜ遅れているのかというところでございます。

こちらにつきましては、我々といたしましては、部会等を経ながら、また、進め方に関しては親会の進捗も経るようにというご意見も伺ったという認識の中で、このような形の手続になるのかなというところで、今、進めさせていただいております。

そういったことから、今回、進め方のご報告させていただいた中、また、今後のご審議等々につきましては、自然環境部会のほうからもこのような形でやってくれというようなご要望もいただいたところでございますので、そういったところも含めてご審議いただければと考えております。

○中村会長　では、今日もお願いしますからね。１２月段階で集められたと思います。その意見の一覧をきちんとつくって、少なくとも委員の皆さんには、どの方がどんなことを言われたかも含めてフィードバックしてください。我々は、個人の意見だと気づいていない点もあると思うのです。自分が考えられる範囲の中でお答えしているので、ほかの方の意見もぜひ聞いて、なるほど、こういうものは重要だよねという理解を深めたいので、それについてはきちんとフィードバックしてください。

ということで、ここの資料に、あたかも委員の意見に対する回答みたいに書いてあるのですけれども、こんな簡単な話ではないです。例えば、５ページに、主なご意見とご質問とありますが、こんなものではないです。私はとてもたくさん書きました。こういう地域

については再生エネルギーの開発は考えたほうがいいという案を結構たくさん書いたつもりですので、こんな簡単な回答をされては困るなという感じがします。多分、ほかの方々も皆さんそう思われているのではないかと思います。

それから、道としての考え方ですが、例えば、今日は手続論になっているのですけれども、本当ならば、細かい配慮事項案まで原案がなかったとしても、北海道としては国の配慮事項を考えてこういう方針でいきたいというものぐらい出てくるのではないかと私も思ったのです。それもなかったということで、道として、国の案を考えた上で、どんなことを強調して考えていくという基本的な考え方みたいなものを今回答していただけるならば、児矢野委員の意味もそうだと思いますので、それをお願いします。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　我々の認識から申し上げますと、先ほどのご回答とダブるところがあるのですが、先ほどお示ししましたスケジュールで、一度、春先に、こういった考え方をお示ししようとしたところではあったのですが、今、手続に係る考え方を優先すべきではないかといったご議論の中で、部会を経ながら親会にご報告させていただいたという経過がございます。

そういったことから、こちらを契機に、今後、またそういった形で考えているところでございます。

○中村会長　私の質問には答えられていないです。では、道の案として、いつまでにこの配慮基準は実際にできるのですか。このスケジュールの中には書いていないのですけれども、いつできるのですか。８月中にできるのですか。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　今、我々が考えさせていただいているスケジュールとしましては、今後、意見をお伺いしまして、それを我々事務局で取りまとめてやっていくという形を考えているところでございます。

○中村会長　私の質問に答えていないです。いつできるのですかと聞いています。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　今のところ、１０月辺りで取りまとめて、それをやっていこうと考えているところでございます。

○中村会長　無理ではないですか。

○山中委員　温対部会でこのスケジュールでいいという形で言った私の理解では、配られた資料５の２６ページですが、たたき台作成というのがもうあると理解しています。児矢野委員からは、ちゃんと議事録ができる公的な場がいいという要望があったわけなので、オンラインというのが公的になるのかどうかよく分かりませんが、したほうがいいという強い意見があったので、私もそれに賛同いたします。

これは、あくまでも考え方、たたき台が道から示されるという理解をされています。つまり、ここまでの議論は、私の理解では、１１ページで、ワンストップサービスやアセスというところの配慮書がなくなるのではないかという懸念をしているところが、点線とか、（配慮書のサイズが小さくなっていることに意味があるかどうかは分かりませんが）こちらに移動するというふうに理解しています。そういう意味では、配慮基準という個々の項

目は従来と変わらず、ただ、手続論はワンストップサービスになったり、まだ事業者がいない、基準自体は今までと変わらないと理解しています。なお、具体的な案がないときにアセスが本当にできるかどうか、そういうことがすごく気にはなります。例えば、抜けがないかどうか、実際にアセスとかここの配慮書を読んで、ここでいうと促進計画を提出とあるけれども、そこで提出されたものをこういう形で議論しても、この形自体は国が決めた方法なので、僕らが決められるのは配慮書の項目かもしれないけれども、項目を決める際に、ここで新しい手続の仕方をしたときに、豊かな自然が損なわれるのではないかとか、何か問題が起こるのではないかというところを、この計画が出てくるたたき台ではそれが示されると思っていて、たたき台でそういうものを初めて見たときに、それぞれの部会の専門家が、問題があるかどうか、何か抜けがないかというチェックが入ると私は理解しています。

そういうようなたたき台が出てくるのだろうということを期待しているといいますか、私の理解では、８月中だと思っています。次の考え方、たたき台の意見交換で示されないことには何も話ができないと思っているので、多分、出るのであろうという理解をしています。

○中村会長　１０月にたたき台が出るというのは、あり得ない、遅過ぎる。結局、たたき台なしで、またいろいろな人の意見を聞くということですね。それはあり得ないと思う。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　ご説明を差し上げます。

先ほどのたたき台は１０月ということにつきましては、それぞれのご意見を各部会等に伺ったものを取りまとめたたたき台という趣旨でございました。

ただ、今のお話を伺って、まず、皆様にお伺いするもののたたき台につきましては、先ほどのスケジュールの親会のところの一番下の事務局のところにたたき台作成という大きな四角があると思うのですが、そういったものを用意しながら、各部会の方々にたたき台をお示ししながらご意見を伺い、そのご意見に対してさらに加除修正等を加えて１０月ぐらいのたたき台を作成していくという趣旨でございます。申し訳ございません。

○中村会長　では、もう一度確認しますが、事務局案としてのたたき台は今月中に出てくるということですね。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　はい。今月中には用意したいと思っております。

○中村会長　分かりました。

自治体と調整と言われていて、こちらが遅れてしまったり、その場合に、自治体がやろうとしていることと我々が配慮事項としていることに齟齬が起こった場合に調整するという回答を児矢野委員は得られているみたいですけれども、それについての調整というのは一体何をするのかということです。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　まず、こちらの審議につきましては、今、北海道基準をおつくりいただくというお願いを差し上げているところでございます。本当はそういったことに基づいた形で市町村の方々にこういった基準をお願いしていく形になろうか

と思います。

今、北海道基準という議論をいただいている中でやっているところでございますので、そういったところの議論がまとまり次第、市町村への助言という形になっていくかと思います。

○中村会長　多分、まとまらなかったときの話も含めてだと思うので、児矢野委員から、足りない点、ご質問された点で、私が拾えなかったことも含めてどうぞ。

○児矢野委員　手短に、再質問というか、意見を申し上げます。

最初に、アセス審議会で検討することについては、彼らの権限を超えるというふうに担当部署が言っているというお話でしたけれども、北海道のアセス条例を見ると、第５６条以下にアセス審議会の設置について規定があります。

「この条例によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び知事の諮問に応じ環境影響評価に係る重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、北海道環境影響評価審議会を置く。」となっていまして、結構ざっくりした書き方なのです。

確かに、知事からの諮問を受けてという縛りはありますけれども、結局、それを扱うかどうかは向こうが判断するという気がしなくもないので、こちらのほうから北海道審議会の意思決定としてこういうことを考慮していただきたいという要望を出すことはできるのではないかと思うのです。それは運用においてです。

ですから、一律に権限がないからできないと、この間も５月に個別に説明を受けたときに申し上げたらそう言われましたけれども、環境アセスメント法の適用になる事案の話なので、それができないと一刀両断に切るというのはいかがなものかと思います。

ですから、何かやり方はあるはずなのです。そこら辺は、環境審議会の意思決定としてもしも出せるのであれば、それを前提に向こうと協議していただくということしかないのではないかと私は思います。

事務局レベルの調整というのは、基本的にお役所は前例主義で皆さん動かれていると思うので、前例がないことをされるというのは事務の方も抵抗がおありだと思うのです。ですから、むしろ、審議会から意思決定としてそういう要請を出せば、もうあるからしようがないよねというふうに事務の方に動いていただけるのではないかということを期待しております。事務局レベルの調整になると、前例がないからということで結局終わりになるのではないかという気がいたしますので、そういうふうに思いました。

二つ目は、先ほどから出ている話ですけれども、現在の準備状況というのはどこら辺まで行っているのですか。大枠の枠組みとしての基本方針というところまではできているのでしょうか。

当然、まだ出せるものではないというご判断だと思うのですけれども、ご参考までに伺えるとありがたいと思います。

三つ目は、先ほどから、委員の方に個別に意見を聞くというお話が事務局から頻繁に出ていますけれども、個別的に委員の意見を聞くというのは、先ほど会長もおっしゃって、

私も申し上げたように、透明性がないのです。結局、出したものが一体どうなるか、どういう位置づけなのかということもよく分かりません。

ですので、公式の場できちんと議論をするということが必要だと思います。

今回、改正温対法の促進区域の設定に関する道基準というのは、今後の北海道の将来に非常に大きな影響を与えるものなわけです。

ですから、案件の重大性と法令の趣旨を鑑みても、やっぱり、きちんと議事録が残る形で、オブザーバーにも公開される公式の場での意見交換、議論をやるべきではないかと思います。

これは、この１０か月間、この話に関わってきていても本当に分からないことがあまりにも多過ぎるという状況からの教訓です。こういう状況がインフォーマルにほかのところでも続くというのは大変効率が悪いと思います。ですから、個別の意見を聞くというのではなく、きちんと公式の会議の場で議論をするということを明確にしていただければと思います。

それから、最後のところに関しては、伺っていてもよく分かりません。実際に作業がかなり遅れているので、現実的に考えなければいけない状況になってき得ると思うのです。リスク管理という意味でも、です。事務局は、こうしたことについて真剣に考えていらっしゃるとは思うのですが、どうするのかということを具体的にご検討いただきたいと思います。

私が３月にお聞きしたときには、鹿追町が既に手を挙げそうな感じというお話だったのですけれども、ほかの市町村も多分考えていらっしゃるだろうと思います。ですので、ご支障のない範囲で、具体的にどういうふうな意見交換をやっていらっしゃるのかということも含めてお話を伺うことができれば、と思っていますが、それは事務局のご判断にお任せします。

○中村会長　ほかの委員からも、オンラインの方々にも意見を聞きたいと思いますが、今の児矢野委員に対して事務局から回答はありますか。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　まず、２番目の現在の状況についてのご説明を差し上げたいと思います。

現在の状況につきましては、素案というか、我々の中での案を持ちながら、今、庁内の意見を聞いて、肉づけをしていこうという段階でございます。そういったことを経まして、皆様にお示ししながら、ここにオンラインと書いてございますけれども、例えば部会とかオンライン等々にご照会をしながら肉づけをしていくという段階でございます。

また、個別に意見を聞くのではなく、公的な場での意見、つまり議事録云々というご意見もいただいたところでございます。もちろん、自然環境部会では議事録を当然取られると思うのですが、オンラインというのも、オンラインでご意見を聴取するという手法ではあるのですが、議事録をつくってやっていくということを考えております。

また、最後にご意見いただきましたが、現実的に遅れているのでリスク管理というとこ

ろのご意見については、まさしくそのとおりでございますので、そういったところも含めて具体的に検討させていただければと考えています。
○中村会長　あまり手の内にずっと閉じ込めておかなくて、きっといろいろな批判的な意見が出ると思うので、早めに開示してください。そのほうがずっと早く議論が進むと思います。
　ほかの方々はいかがですか。
○中津川委員　先ほどから議論が出ている促進地域の環境影響評価の話なのですが、環境影響評価の配慮書にゼロ・オプションというものがあって、これは、やらないというオプションです。ですから、究極の話としては、あまりにも影響が大きければやらないという判断も許されているという話なのですけれども、これが可能なのかどうかということです。
　ですから、最終的な判断というのは、ゼロ・オプションはできるのかできないのか、やれるとしたら、誰がやるのか、環境審議会でやるのか、環境影響評価のほうから提起されるのか、あるいは、配慮書がなくなったとしたら配慮事項の中にそういうものを入れることができるのか、その辺がよく分からなかったので、説明いただきたいと思います。
○事務局(佐々木気候変動対策課長)　配慮書の省略という制度についてでございますが、資料の１１ページに促進事業に係る手続についてお示ししているところですが、確かに、おっしゃるとおり手続が省略されるということですけれども、趣旨としては、前段の促進計画事業を提出という中で、事業計画で環境保全の適正な配慮についていろいろ検討される中で、そういったところでも網羅されていくということを考えているところでございます。
○中村会長　僕には分かりづらかったけれども、中津川委員、どうですか。
○中津川委員　よく分からなかったのですけれども、例えば、ストップする権限というのはどこが持っているのですか。
　あまりないかもしれないですけれども、究極な話として、そういうことも許されているというのが配慮書の特質だと思うのですけれども、ゼロ・オプションはないということになるのですか。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　アセスに関しましては、私の認識ですと、そもそも環境配慮に関する手続であって、つまり、アセス自体においても事業を止める止めないという判断はなされないのかなと思っております。
○中津川委員　事業アセスだというのは分かっているのですけれども、配慮書の特徴としてはゼロ・オプションもあるというふうにはっきり言われているので、それがなくなるという理解でいいのですか。
　そういう判断ができるかできないかというのは非常に大きな話ではないかと私は思うのです。なくなるのならなくなるで、国全体がそういうふうにやりますということであればどうしようもないけれども、確認です。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　確認をさせていただきたかったのは、ゼロ・オプ

ションというのは、事業者のほうで事業をするかしないかを判断するというところの考えでよろしいでしょうか。
○中津川委員　そうですね。ゼロ・オプションは事業者のほうから上がってくるのでしょうか、でも、きっとそんなものは最初から上げないですよ。
　けれども、一応、ゼロ・オプションというオプションもあるということが配慮書の特徴だったので、今回はそれが一切なくなるという理解でよろしいですか。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　まず、制度でいきますと、市町村が事業を判断するという形になりますので、市町村が環境に配慮されていないものは事業として認められない、事業として成り立っていかないという形になろうかと思います。
○中村会長　ひとまず、吉中委員、どうぞ。
○吉中委員　今の件ですけれども、そうしますと、配慮書の手続が省略されるということは、道の環境影響評価審議会の関与がなくなるというふうに理解してよろしいのですね。
　それであれば、環境省のマニュアルにも書いてありますけれども、配慮書手続において検討すべき検討事項・手法を明確に示すことが重要ですとなっていて、これを示すのが環境影響評価審議会以外の知見でできるのかという素朴な疑問があります。そういう意味では、やはり、環境影響評価審議会でしっかりと公式に議論していただかないと、こういうものは出てこないのではないかと危惧します。
　環境影響評価審議会は私も出席しておりますけれども、一つ一つの案件について、非常に個別具体的に、いろいろな専門家がいろいろな観点から細かく審査をされております。そういうことが市町村でできるのですかという素朴な疑問もあります。
　ですから、環境影響評価審議会の関与がなくなるような手続のものであれば、促進区域の設定については、非常に慎重に、なおかつ知見を有されている専門家の意見を公式に聞くことが必要だと考えます。
○中村会長　吉中委員、今の件の確認はどうしましょうか。環境影響評価審議会を経ないということについては……
○吉中委員　私の理解が間違っているのであれば、指摘していただければと思います。
○中村会長　今の吉中委員の説明は、今回の仕組みの中では正しいと思ってよろしいですか。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　仮に、こういった制度ができて配慮書が省略される形になると、該当部分の配慮書はアセス審議会にはかからないという認識だと思います。
○山中委員　今のは私の理解とは違うと思っています。配慮書というのが促進計画書の中に移っているようなイメージがありますから、これは、事業者が出すのではなくて、市町村が環境アセス審議会に出すのだろうという理解をしていたのですが、間違っていますか。提出の主体が違うのであるという理解をしていたのです。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　市町村に限らず、配慮書の手続はアセス審議会にはなされないという認識でございます。

○山中委員　なされないのですか。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　個々の案件に関しましては。
○山中委員　個々の案件ではなくて、配慮地区を設定するときのものはアセス審議会にかからないのですか。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　この配慮書はかからないと思います。
○山中委員　配慮書ではなくて、その前に設定しますね。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　設定はします。
○山中委員　設定するときに、ここを決めますというときにアセス審議会にはかからないのですか。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　それは、かからないです。
○山中委員　そうなのですね。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　それは、市町村が決める形になろうかと思います。
○山中委員　そうすると、市町村が今までのアセスと同じだけの専門性を持たないと、ざるになるということですね。そういう説明だったのですね。僕は間違って理解をしていました。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　地域の中で協議会を開くという形になっております。
○山中委員　アセス審議会ではなくて、協議会がやるということですか。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　そうです。資料５の８ページに地域脱炭素化促進事業協議会の構成員例というところに書いてございますが、自然環境、生活環境、気候変動に関わる有識者とか環境保全団体の方々にご参画いただきながらご議論いただくというような形になってございます。ここにかかってくるということです。
○山中委員　そうすると、例えば、ここの協議会が不慣れでやっているとすると、非常に問題があるような設定がされる可能性があるという理解をします。
○中村会長　私もそのとおりだと思います。
　ほかにいかがでしょうか。
○白木委員　進め方ではなくて、今日、ご説明いただいた内容に関してです。
　前回の環境審議会から明らかになった事項ですが、かつて意見聴取があったときに、この配慮基準の設定対象となる各事業の内容ごとの規模がどのような形なのかというご質問をさせていただいたのですが、その回答をまだいただいていません。今日ご説明のあった促進区域配慮基準についてという資料の１６ページにその回答に当たる部分があると思ったのですが、ここの❶から❹の道が定める必要があるということですね。
　そして、❶と❷については、アセス法で規模要件が定められているものを対象としていて、❸に関しては、アセス法対象外の、要するにその規模を満たさないものに関して、道がそれより低い容量や本数を対象として配慮基準を決める、そして、❹というのは、アセス法の第１種事業規模未満で何も配慮しなくてよい、適用しなくてよいというものを決め

るという考え方でよろしいのでしょうか。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　今、１６ページの❸と❹について主にご質問をいただいたと思います。
○白木委員　❶と❷と❸と❹ですが、❶と❷はアセス法に関わっているものを対象にしていて、❸と❹はアセス法にかからない規模のものを対象にしているということでよろしいのでしょうかということです。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　ここは非常に紛らわしい形ではあるのですが、❸、❹でアセス法の規模未満が対象と書いてありますけれども、必ずしもアセス法をとらまえて書いているものではございません。つまり、特例基準というのは、アセス法の対象にならないものではあるけれども、一部の配慮を要しないと認められる事項でございまして、例えば、環境負荷が比較的小さい施設の屋根の上に太陽光施設を設置するとか、工業団地に設置するといった環境負荷が比較的小さいものに対して、❸、❹といった特例基準や適用除外を定めるということを想定しております。
○白木委員　ということは、例えば、風力であれば、今、５万キロワット以上がアセスの対象になっていますが、１本から配慮基準になり得るということですか。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　例えば、風車でいきますと、今、国では５万キロワットという基準が定まっていると思うのですが、あくまでも❸、❹というのは、今申し上げました非常に小さい、もしくは環境への影響が比較的低いところに設置される場合に、特例基準、適用除外を定めて除外していくという考え方と認識しております。
○白木委員　低いというのは、何をもって低いと考えるのですか。
　これを見ていると、❶と❷はアセス法の対象になっているものを基準としていて、❸と❹というのはアセス法にかからないものと。そうでなければ、例えば、❶と❷がアセス法にかからないものであるとすると、アセス法にかからないので、方法書以降の手続もなくなってしまうことになるのです。それはおかしいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。
　あくまで、アセス法にかかるので、配慮書がなくなっても方法書以降のアセスはかかると。けれども、もともとアセス法にかからないものであれば、配慮書が出ようが、出まいが、方法書以降の手続がアセス法の中ではなくなってしまうのですね。
○事務局（佐々木気候変動対策課長）　まず、資料の２２ページで、特例基準と適用除外についてのご説明を差し上げておりまして、そういった例をお示しさせていただいているところです。
　また、❶、❷につきましては、もちろん、区域を定めて、促進区域から除外する、もしくは考慮していくという形になりますので、そういったものにつきましては、環境に影響がある、もしくは影響を及ぼすおそれがあるという認識の中で、基準の中に位置づけられている配慮すべき事項になっていくかと思います。
○白木委員　よく分からないのですけれども、ということは、❸、❹をもし定めなければ、

例えば､風車１本から基準を適用していくということになるということになりますね｡❸、❹がなければ、国のアセスメントにかかわらず、環境配慮基準にかかっていくことになるということでよろしいのでしょうか。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　❸、❹につきましては、まさしく資料２２ページの下のほうに例示がございますけれども、あくまでも住宅の屋根に設置されるような太陽光ですとか、そういったような……。

○白木委員　だから、屋根に設置されなければ、畑に設置する場合には、パネル１枚であってもこの配慮基準にかけられるという……。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　そうではございません。

この制度につきましては、例えば、太陽光ですと何キロワット以上とか、風車に関しては何キロワット以上といった､アセスのような､いわゆる適用される規模はございません。つまり、区域に入っているか入っていないか、もしくは、こういった形で除外されるかどうかという形になろうかと思います。

ですので、今回の適用除外というのは、非常に小さい規模のものについてはそもそも考えなくてよいでしょうということで、例えば、屋根に設置されるような太陽光は除外することも可能ではないかというような例示をさせていただいているところでございます。

○白木委員　ここには、一定の規模等に限定を付してあるので、この規模に関してはここで定めなければいけないわけですね。これ以下のものであれば配慮基準を適用しないと。それをこの配慮基準の中で決めなければいけないのですね。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　聞き取りづらかったのですが、配慮基準の中で特例基準とか適用除外を決めなければいけないということのご確認でしょうか。

○中村会長　多分、２２ページの二つ目のポツの「●キロワット以下」と書いてありますね。その部分ではないでしょうか。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　こういったことは、適用除外に位置づけるならば決めていかなければいけない形になろうかと思います。

○白木委員　そうすると、例えば、風力で考えると、３万キロワットだと国のアセスメント法にはかからないけれども、配慮書がなくなるという……。国のアセス法にかからないのに配慮書がなくなるというのが、よくイメージができないのです。もともと国のアセス法にかからなければ、アセスの段階というステップを踏んでいかないのに、なぜここで配慮書がなくなるということになっていくのか理解できなくて、❶、❷というのは、あくまで配慮基準がかかるものという設定としては､まず､国のアセス法にかかるものがあって、それ以降のものに関して、影響が大きそうなものに関しては、道で指定していくことができるということだと読んでいたのですが、違いますか。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　あくまでも、今回、促進区域というところは、エリアとか配慮すべき事項といった中で促進区域から除外させるのかどうかという形にはなるのですが、一方で、今、委員からご指摘のありました特例事項とか適用除外につきまし

ては、何キロワット以下とか、いわゆる規模という概念も出てくるところがあるかと思います。

○白木委員　そうすると、特例基準に定めなければ、どんなに小さい規模であっても配慮基準が適用になるという理解でよろしいのですか。アセス法とは関係なくですね。

○事務局（佐々木気候変動対策課長）　そういう理解で結構でございます。

○白木委員　でも、例えば、❸の米印の１は、アセス法で定められた事業規模に満たない施設と書いてあって、そこで特例を決めることができるとあるのです。その事業を対象にして特例基準を定めることができると書いてあるのです。

○中村会長　もう既に予定の時間を過ぎているので、事務局も、初めての仕組みなので、正確な回答をするために、１６ページと２２ページについて、特に規模の問題と指定区域内の関係とアセス法の関係だと思うのですけれども、まとめて正確な情報を伝えていただけませんか。これは、議論というよりも国が定めた仕組みで、そこが委員に正確に伝わらないと困ると思いますので、今はここまでにしておいて、後日、事務局からきちんと委員に対して説明していただきたいと思います。

白木委員、それでいいですか。

○白木委員　よろしくお願いします。

○中村会長　ありがとうございます。

もう時間は過ぎているのですけれども、どのみち僕はこの時間内では終わらないぞと思っていたのですが、ほかにいかがでしょうか。

オンラインの方々もよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長　それでは、アセス審議会に環境審議会として正式に申し入れるかどうかということをきちんと決めていないと思いますが、私個人としては申し入れたほうがいいと思っています。

それにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長　それでは、異議なしということで、向こうがどう受け止めるかは別ですけれども、環境審議会としては、ぜひアセスの審議会でも話し合っていただきたいというふうにお願いいたします。

ほかに、全体を通して、言い残していることも含めてどうぞ。

○児矢野委員　これは、森林法とか河川法とか、ほかの部分の特例のワンストップ化のところの審議会からは意見を全然聞かなくていいのですか。

審議会にかけて公式の議論をしてもらうというところまでいかなくても、報告事項か何かで意見交換をしてもらうとか、公的な場で記録が残って公開されているようなところできちんと議論をしていただいたほうがいいように思います。

○中村会長　どこまでやれるのかは、事務局、頑張ってくださいとしか言いようがないの

ですけれども、ひとまず、先ほどの部会の問題と環境アセスメントというキーになるような場所については、そこのご意見を公開の場で聞くと。また、先ほどのオンラインでやられるというのも一つだと思いますが、そのときにきちんと議事録的なものを残してこちら側にもきちんと伝えていただくという方針の中で、他の審議会、特に防災面ですね。ここの審議会は、環境面は強いですけれども、防災面は弱いと思いますので、その辺も含めて、今回の原案が本当に妥当なのかどうかのご意見を伺いたいということで、それも進めていただければと思います。

また、今の件については、どこまでやれるかも含めてグレーですので、きちんと報告をしていただければと思います。

○児矢野委員　私は議事録、議事録と申し上げていますが、私が申し上げている議事録というのは、つまり、公的に公表される記録という意味です。要するに、委員の間だけで回される内部文書ではなくて、きちんとした会議で公的に閲覧できるものという意味です。これは非常に重要なので、参加とかトランスペアレンシーという意味からも、そういう場でやっていただきたいということです。

ですから、オンラインでインフォーマルにやって議事録を残して、委員の間だけで閲覧できるというのは私の望んでいるところではないです。きちんとした公式の会議の場で議論をしていただきたいということです。

○中村会長　それが一番の目標ですが、いろいろな審議会があって、日程も含めて、どこまでできるのか、事務局でご検討ください。

ほかはいかがでしょうか。

オンラインの方々もよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長　それでは、時間が超過しましたけれども、全体を通じてご意見を伺ったと思いますが、私は何か忘れていることはありませんか。大丈夫ですか。

それでは、事務局にマイクをお返しします。

４．閉　　会

○事務局（阿部環境政策課長）　中村会長、ありがとうございました。

次回の審議会の開催は１０月の中旬頃を予定してございます。時期が近づきましたら、事務局から委員の皆様に改めてご都合をお伺いさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

審議会は、これにて閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以　　上